

募集要項に関する質問への回答書

令和4年4月22日
京都信用保証協会

「京都信用保証協会中丹支所整備事業および丹後支所整備事業」の募集要項についての質問について、以下の通り回答します。

番号	箇所							質問内容	回答
	頁	第	数	(数)	数	カナ			
1	6	3	3	3				応募グループは、設計事務所か建設会社どちらか一方が、大断面集成材(CLT)の施工実績を有していれば良いですか？	お見込みのとおりです。
2	8	3	4	2	1			提出書類の各種証明書(写し)に関する様式集の P9 様式2-4 全ての構成企業 ②納税証明書(国税、京都府税)(直近1年間の未納がないことを証明できるもの)につきまして、納税証明書交付請求書その3の3「未納の税額がないこと」の証明書の提出で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	5	3	1 ～ 3					確認ですが、応募する整備事業はどちらか一方のみでも宜しいですか？新丹後支所と新中丹支所のどちらも応募しなければならぬですか？	どちらか一方のみの応募でも構いません。
4	5							現場説明会は各支所ごとに現地にて開催されますか？	午前、午後で支所ごとに現地で開催の予定です。
5	8							参加資格審査添付書類について、構成企業に個人事業主が含まれる場合は個人の納税証明書を提出すれば宜しいでしょうか？	お見込みのとおりです。
6	12							募集価格の内訳についてご説明願います。	募集価格の内訳については、開示しておりませんが、NealyZEB 以上の認証を得るための設備投資を見込んだ価格設定で考えています。
7	別紙 3							中丹支所において、解体規模及び撤去すべき残置物の詳細情報をご説明願います。	参加資格審査後、要求水準書の送付と併せてご提示します。
8	別紙 3, 4							敷地測量図の CAD データ、若しくは地積測量図を頂けますでしょうか？	参加資格審査後、希望者に敷地測量図の CAD データを提供する予定です。

番号	箇所							質問内容	回答
	頁	第	数	(数)	数	カナ			
9	11							契約書等の開示・提出が難しい場合、所轄行政取り寄せの建築概要書や掲載書籍(新建築など)内の概要などによる代用は可能でしょうか？	実績についての判断ができる資料であれば結構です。
10	4	2	1	4	2	※		「工事監理にかかる事業者については別途協会が発注する」との記載がありますが、本工事には工事監理料などは含まないということでしょうか。	募集価格には工事監理料は含みません。
11	4	2	1	4	2	※		工事監理者については、どのような方法で選定、発注されるのでしょうか。また設計者が監理者になる可能性はありますか。	第三者監理を予定しているため、設計者は監理者とはなりません。 なお、設計者には事業完了まで設計意図伝達業務を通じて継続して事業に関わっていただきます。
12	4	2	1	6	1	ア		設計業務に対する対価に、確認申請に係る申請手数料は含まれますか。	確認申請に関する手数料は含んでおりません。確認申請の段階で必要な費用を別途支払います。
13	4	2	1	5				設計・施工一括発注方式となっていますが、代表企業を設計事務所(個人事業者)とする場合、工事請負契約の全体責任も負うことになりますか。また御社の支払い先も、代表企業となりますか。	グループでの事業体の場合、構成する企業と締結する基本協定書(案)第4条により、契約履行の責任は代表企業如何に関わらず連帯で負って頂くこととなります。 また、支払先につきましては、契約対象者(設計契約の場合は設計企業)への支払いを想定しています。
14	4	2	1	6	1	ア		設計業務の完了後とは、確認済み証受理時、実施設計完了時などいつのことを指しますか。	確認済証の受理をもって一旦、設計業務の完了とし、契約額の90%を支払います。また設計意図伝達業務相当分として、契約額の残額を建物の竣工引渡し後に支払います。
15	8	3	4	2	1			会社概要、各種証明書、類似業務実績については、協力会社は提出する必要はありますか。任意で添付してもよろしいでしょうか。	協力企業については会社概要及び納税証明書のみ必須とし、それ以外は任意で結構です。
16	8	3	4	2	1			建設企業における技術者の証明資料について、現時点で配置予定技術者が特定出来ない場合は、複数名の資料を提出してもよろしいでしょうか。	配置の可能性のある技術者について複数名分、提出いただいても結構です。

番号	箇所							質問内容	回答
	頁	第	数	(数)	数	カ	ナ		
17	4	2	1	4	2		※	「両事業とも、工事監理にかかる事業者については別途協会が発注する」と記載がありますが、設計者の現場監理は業務に含まないと考えればよろしいでしょうか。その場合、配筋検査・金物検査・中間検査・完了検査やその他の届出等の完了時の対応はどのように考えればよろしいでしょうか。または、公共事業のように設計監理者の他に工事監理者がいると言うことでしょうか。	No.11 を参照ください。 なお、「配筋検査・金物検査・中間検査・完了検査やその他の届出等の完了時の対応」については、工事監理者におこなって頂く予定です。
18	4	2	1	7				貴協会は既存建物をいつまで使われるご予定でしょうか。	令和4年9月中旬に仮移転を予定しています。
19	12	3	4	6				既存建物や外構等の解体工事は本業務に含まれると考えればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	12	3	4	6				外構設計及び工事も本業務に含まれると考えればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	7	3	3	3	1 2		エ	大断面修正材の定義は「構造用集成材のうち、短辺が 15cm 以上、断面積が 300cm ² 以上のものをいう。」と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22								工事中の貴協会は、別の施設にて業務を行うと考えればよろしいでしょうか。または、既存建物の利用を続ける場合、既存建物と干渉しない位置での建築が必要になるのでしょうか。	工事中は別施設に仮移転をします。
23	10							【2-5】の「記載した業務の契約書の写し・当該業務内容を確認できる仕様書または図面等」に確認済証及び検査済証は含まれると考えてよろしいでしょうか。	実績についての判断ができる資料であれば結構です。
24	2	2	1	3	1			「協会八策」の内容をご教示ください。	当協会ホームページ(下部に掲載の「各種広報物」バナー内)に掲載しているディスクロージャー誌「京都信用保証協会レポート2021」の6-7頁をご確認ください。
25	3	2	1	3	2			耐震性能レベル設定ほか仕様の指定は要求水準書にて示されると理解して宜しいでしょうか？	お見込みのとおりです。
26	6	3	3	3				応募要件にあります「大断面集成材」の定義をご教示ください。	No.21 を参照ください。

番号	箇所							質問内容	回答
	頁	第	数	(数)	数	カ	ナ		
27	7	3	3	3	1 2			各業務における応募者の資格要件において大断面集成材やCLT等の木造建築の実績が必要とありますが、建設企業が施工実績を有していれば、設計業務を行う者の設計実績がなくとも延床面積 200 m ² 以上の木造設計実績があれば資格要件を満たすものと解釈してよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
28	13	3	5	2	1			審査の基準にて「提案内容を総合的に審査する」と記載がありますが、提案事項と価格の点数配分等、項目に対する評価基準をご教示ください。	参加資格審査後、要求水準書の送付と併せてご提示します。
29	11	3	4	5	6	オ		提出書類の変更禁止とありますが、行政指導や実施設計での検討による提案書からの変更は可能と考えて宜しいでしょうか？	原則変更は認められませんが、提案の骨格となる部分以外については、協会との協議の上、認める場合があります。
30								建設着手の際の配置技術者の資格要件をご教示ください。	配置予定技術者は当該建設企業と直接的かつ恒常的に雇用関係が3ヶ月以上あること、としています。 また、現場代理人(主任技術者)は一級建築施工管理技士の資格が必要です。
31								配置予定技術者は要件を満たせば、現場着手時の変更は可能でしょうか？	要件を満たせば変更は可能です。
32	4	2	1	4,5	2			「両事業とも、工事監理にかかる事業者については別途協会が発注する」について、デザイン・ビルド方式で実施される本事業において、設計者として受注を受けた設計企業は工事監理者として事業に関われないのか。	No.11を参照ください。
33	5	3	3	1				「代表企業が事業実施全体に対して責任を負うものとし」とあるが、設計事務所が代表企業となった場合は、設計事務所が施工に対しての責任も負うのか。	No.13を参照ください。
34	7	3	3	3	1	エ		「延床面積 200 m ² 以上または大断面集成材や CLT 等を用いた木造建築の設計実績を有していること」の解釈は、「延床 200 m ² 以上の建築」または「大断面集成材や CLT 等を用いた木造建築」の設計実績を有していること、という解釈で問題ないか。	お見込みのとおりです。

番号	箇所							質問内容	回答
	頁	第	数	(数)	数	カナ			
35	7	3	3	3	2	エ		「延床面積 300 m ² 以上または大断面集成材や CLT 等を用いた木造建築に係る施工の実績を有していること」の解釈は、「延床 300 m ² 以上の建築」または「大断面集成材や CLT 等を用いた木造建築」の施工の実績を有していること、という解釈で問題ないか。	お見込みのとおりです。
36	6	3	3	3				「応募者の資格要件」の中で「いずれか1社以上が大断面集成材や CLT 等の木造建築の実績を有するものであること」について、代表企業、構成企業内のいずれか1社という解釈で問題ないか。	お見込みのとおりです。
37	14	4	3			ア		「設計業務については前払いを行わない」とあるが、設計完了時に一括で支払いとなるのか。 またその場合、設計完了時とはどの時点を指すのか。	No.14 を参照ください。
38	6							大断面集成材の定義は短辺 15cm以上かつ断面積 300cm ² 以上と考えてよろしいでしょうか？	No.21 を参照ください。
39								類似業務実績(設計)に記載する業務期間ですが、記載するのは“募集の公告日から起算して過去 10 年間に竣工した”設計実績の基本設計・実施設計の期間でよろしいでしょうか？	募集の公告日から起算して過去 10 年間に設計が完了していれば、工事完了前でも実績に記載いただいて結構です。
40	7	3	3	3	1	エ		大断面集成材や CLT 等を用いた木造建築の実績があれば延床面積にかかわらず、参加資格あり。また、大断面集成材や CLT 等を用いない木造建築であっても延床面積 200m ² 以上の実績があれば参加資格ありという理解で宜しいでしょうか。	設計企業においては、お見込みのとおりです。 なお、応募者(グループ)のうち1社以上は、大断面集成材や CLT 等を用いた木造建築の実績が必要となります。
41	13	3	5	2	2			プレゼンテーション時には代表企業、構成企業以外の協力会社の出席は可能でしょうか。	プレゼンテーションは代表企業及び構成企業で行っていただきます。なお、ヒアリングの詳細については、提案者に改めて通知を行います。
42	10	3	4	5	4			設計図書に関する提出資料は枚数制限がないものとして考えてよろしいでしょうか。	各図書1枚程度を想定していますが、特に制限はしておりません。
43	10	3	4	5	4			全体鳥瞰図(パース)以外にも内観パース等表現してもよろしいでしょうか。	提案内容をわかりやすくするためのパースは追加いただいても結構です。

番号	箇所							質問内容	回答
	頁	第	数	(数)	数	カ+			
44	10	3	4	5	4			事業実施工程とあるが、新中丹支所の解体は別途工事ですか。また別途の場合解体工事時期は建設工事期間外でしょうか。解体時期等ありますでしょうか。	現中丹支所の解体工事は本事業に含まれます。 なお、No.18 のとおり、9 月中旬に仮移転を予定しており、仮移転完了後に解体工事を行っていただくことになります。
45	別紙 4							丹後支所の造成工事は別途とありますが、造成工事の時期は決まっていますか。建設工事期間外でしょうか。	新丹後支所敷地は現在農転の手続きを進めており、8 月頃に造成工事の予定です。
46	別紙 4							丹後支所の造成工事は別途とありますが、造成工事に関わる業務も別途でよろしいでしょうか。	造成工事に関わる業務は別途工事と考えて結構です。
47	12	3	4	6				募集価格の最低金額は指定ないものとしてよろしいでしょうか。	最低価格の設定を行いますが、非公表としています。
(追記事項)								<p>1. 添付いただく証明書類については、印鑑証明書のみ正を原本としていただき、副本ならびにその他の証明書類は写しでも結構です。</p> <p>2. 参加表明時の提出資料として、募集要項P.6 第3 3(2)②アからオについて、代表企業、構成企業、協力企業とも誓約書の追加提出をお願いします(様式別紙)。</p>	